

## ＜腎臓＞臓器提供者（ドナー）適応基準 の法改正に係る主なご意見

・心停止下からの臓器提供が行われているが、改正を要する点はあるか。

1. 以下の疾患又は状態を伴わないこととする。
  - (1) 全身性の活動性感染症
  - (2) HIV抗体、HTLV-1抗体、HBs抗原などが陽性
  - (3) クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い
  - (4) 悪性腫瘍（原発性脳腫瘍及び治癒したと考えられるものを除く。）
  
2. 以下の疾患又は状態が存在する場合は、慎重に適応を決定する。
  - (1) 血液生化学、尿所見等による器質的腎疾患の存在
  - (2) HCV抗体陽性
  
3. 年齢：70歳以下が望ましい。

付記 上記の基準は適宜見直されること。